

鹿嶋市いじめ防止基本方針

平成26年5月

(令和2年3月改定)

鹿嶋市教育委員会

※ この「市の基本方針」は、学校教育法第1条に規定する「鹿嶋市立学校」（以下「学校」という。）に在籍する全ての児童等を対象として策定するものである。

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため、市教育委員会、学校、地域及び家庭等が連携し、いじめ防止の取組を一層強化する必要がある。

鹿嶋市では、いじめの問題の克服に向けて、「鹿嶋市いじめ問題の取組に関する指導方針」を見直し、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）及び「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「鹿嶋市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を平成26年5月に策定した。

また、平成29年3月に「国の基本方針」が改定され、鹿嶋市としてもいじめの防止等のための対策を更に強化し、推進する必要があることから、平成30年1月に改定した。

このたび、いじめを起因とした重大事態の疑いがある事案等に対し、組織的且つ適切に対応できるよう、さらに改定措置を講じる。

今後とも「市の基本方針」に基づき、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識し、児童等が発する危険信号を見逃さないようにして、早期発見に努めるとともに、いじめが発生した際には学校全体で組織的に対処しなければならない。また、場合によっては、速やかに関係機関と連携を図り、早期にいじめに対処することとする。

令和2年3月 鹿嶋市教育委員会

目 次

はじめに

I 市の基本方針策定の定義

II いじめ防止に関する基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの構造と基本的な姿勢について
- 3 いじめの認知にあたって

III 鹿嶋市の取組

《鹿嶋市におけるいじめ防止のための基本姿勢》

- 1 「鹿嶋市いじめ問題等連絡協議会」の設置
- 2 「鹿嶋市いじめ問題等対策委員会」の設置
- 3 「第三者委員会」の設置
- 4 市教育委員会の役割①（学校に対する取組）
- 5 市教育委員会の役割②（学校への助言と支援）
- 6 市教育委員会の役割③（市の基本方針の周知・啓発等）

IV 学校の取組

- 1 いじめの対応
- 2 いじめの防止といじめの解消等に関する取組
- 3 教職員の研修

V 地域との連携による取組

- 1 未然防止に向けた取組
- 2 早期対応に向けた取組

I 市の基本方針策定の意義

いじめはどの学校においても、またどの児童等にも、起こりうるものであり、いじめにより児童等の生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が少なからず発生している。いじめから一人でも多くの児童等を救うためには、児童等を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは犯罪行為として取り扱われるべきと認められることもある」との意識をもち、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体における国民的な課題である。また、いじめの形態は、現代社会を反映し、児童等の人権意識やコミュニケーションまた、能力の未熟さ、価値観の多様化などによって複雑になっており、インターネットを用いたいじめなども発生している。そのため、いじめの防止等については、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず対策を講じなければならない。

このように社会総がかりでいじめの問題に対峙するためには、組織的な体制を整備する必要があり、市教育委員会、学校、地域及び家庭等がそれぞれの役割と責任を明確にしながら、社会全体で児童等を見守ることが重要である。本市では、これまで、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を目指して諸施策を講じてきた。しかしながら、国内における昨今のいじめの問題の現状を考えると、一層の取組の強化を図ることが肝要である。

II いじめ防止に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条第1項）をいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

* 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人的関係を指す。

*また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの構造と基本的な姿勢について

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。いじめは全ての児童等に関わる問題である。周囲ではやし立て、面白がって見ている「観衆」は、いじめを助長する存在である。また、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめに直接荷担はしないが、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを助長する可能性がある。被害者にとっては、「傍観者」の行為はいじめと同じくらい卑劣な行為と感じられることもある。もしいじめがあれば、それを止める仲裁者となれるよう、いじめを決して許さない意識を児童等に育むことが大切である。

3 いじめの認知にあたって

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童等の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童等本人や周辺状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

また、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童等がいたが、当該児童等がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童等本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童等に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。

Ⅲ 鹿嶋市の取組

《鹿嶋市におけるいじめ防止のための基本姿勢》

- 1 児童等の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。【いじめの未然防止】
- 2 いじめの早期発見に努める。【いじめの早期発見】
- 3 速やかに組織で適切に対処する。【いじめの対処】
- 4 地域及び家庭のいじめ問題に関する意識を高め、地域及び家庭と連携していじめ問題に取り組む環境を整える。【地域及び家庭との連携】

1 「鹿嶋市いじめ問題等連絡協議会」の設置

…【いじめの未然防止】 【いじめの早期発見】 【いじめの対処】

「いじめ認知」に関する共通理解を図るために、「鹿嶋市いじめ問題等連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は、学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に活用されるよう、生徒指導主事等に研修や情報提供を行う。

2 「鹿嶋市いじめ問題等対策委員会」の設置…【いじめの対処】

市の基本方針に基づく市におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うようにするために法第14条第3項の規定により、市教育委員会に附属機関として「鹿嶋市いじめ問題等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。また対策委員会は、法第28条に規定される、重大事態（※1）に係る調査を行う組織とする。なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

次に、対策委員会は、重大事態の発生に備え「鹿嶋市いじめに係る重大事態の調査及び子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（以下「調査及び背景調査の指針」という。）を策定する。そして、対策委員会は、重大事態が発生した場合、市教育委員会教育長の要請に応じ、その事実関係を明確にするために「調査及び背景調査の指針」に基づく調査を行い、市教育委員会を通じて市長にその結果を報告する。また、必要に応じて、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のための必要な措置について助言を行う。

最後に、対策委員会は、市教育委員会に対策委員会で協議された内容を伝え、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のための施策の策定とその執行を指示する。

※1 いじめの重大事態（法第28条の規定）

- ・いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

3 「第三者委員会」の設置…【いじめの対処】

学校におけるいじめの重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため、原因の分析及び検証を行う組織として、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害

関係を有しない者（第三者）によって構成される「鹿嶋市いじめ重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を市長部局に設置する。なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

調査委員会は、いじめを背景とした重大事態が起こり、市長が調査を必要と認めた場合に、法第30条第2項に規定される調査を行い、その結果を市長に報告する。また、必要に応じて、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のための必要な措置について助言を行う。

4 市教育委員会の役割①（学校に対する取組）

…【いじめの未然防止】 【いじめの早期発見】 【いじめの対処】

(1) 学校のいじめ取組状況の点検

いじめに関する各学校の取組状況を調査、把握し、それらの取組が当該の学校や地域の実状に応じて機能しているかを点検するとともに、必要に応じて指導と助言を行う。

(2) 鹿嶋市教育センター職員の派遣

いじめの早期発見、早期解決に努めるとともに、児童等の心のケアを図るため、鹿嶋市教育センター職員を学校に派遣する。

(3) 状況の調査と把握

学校からいじめが起こったと報告を受けた場合には、学校と連携して状況を把握する。発生したいじめが重大事態である場合、学校と対策委員会が連携して調査や分析等を行う。

(4) 学校評価と教員評価

ア 学校いじめ防止基本方針に、年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等の取組を位置付け、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導と助言を行う。

イ 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童等理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

5 市教育委員会の役割②（学校への助言と支援）

…【いじめの未然防止】 【いじめの早期発見】 【いじめの対処】

(1) 市教育委員会から働きかけ

学校における「学校の基本方針」の策定や重大事態への対処をはじめ、学校におけるいじめ対策について助言と支援を行う。

(2) 学校からの要請

学校からの要請に応じて対策委員会は、委員を各学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織（法第22条）に派遣し、助言や意見等の協力をする。

(3) 関係機関との連携

必要に応じて、警察OBや臨床心理士、社会福祉士等の専門家を「いじめ解消サポー

ター」として、茨城県教育委員会に派遣要請し、学校、児童等及び保護者を支援する。

(4) 専門家の活用

心理等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーを活用し、学校、児童等及び保護者を支援する。

6 市教育委員会の役割③（市の基本方針の周知・啓発等）

…【地域及び家庭との連携】

(1) 市の基本方針の周知・啓発

法や「市の基本方針」について、学校、保護者、地域住民等に周知し、それぞれの役割について理解を深めることを通して、いじめの防止等に向けた社会全体の教育力の向上を図る。また、国の通知や調査結果をはじめ、最新のいじめ問題に関する情報を積極的に収集し、適宜学校へ周知することで、学校のいじめ問題対応の取組を推進させる。

(2) 福祉機関等との多機関連携

児童等のいじめ問題等の背景には、家庭や学校、友人、地域社会など児童等を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っている。就学前からの生活環境（家庭、経済状況）や親からの愛情不足に起因するいじめ問題等、学校だけでは把握と対応が困難な事例等に対して、福祉機関等との連携を図り、児童等を取り巻く環境の改善を図る。

(3) 相談機関等の周知

児童等がいじめ問題について相談できる「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」や「鹿嶋市適応指導教室ゆうゆう広場」等の相談機関を、いじめを受けている児童等及びその保護者のみでなく、市内各小中学校に在籍する児童等及びその保護者と地域全体に周知する。

ア 鹿嶋市教育センター

「教育指導グループによる教育相談」

「適応指導グループ（適応指導教室）によるカウンセリング」

イ こどもホットライン（運営主体：茨城県教育庁学校教育部義務教育課）

ウ いのちの電話（運営主体：社会福祉法人茨城いのちの電話事務局）

エ 鹿行いじめ体罰解消サポートセンター

「いじめなくそう！ネット目安箱（メール24時間受付）」

（運営主体：茨城県教育委員会）

IV 学校の取組

1 いじめの対応

(1) 「学校の基本方針」の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、「国の基本方針」又は「県の基本方針」、「鹿嶋市の基本方針」を参酌して、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方や取組の内容等を盛り込んだ「学校の基本方針」を策定する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他必要なメンバーにより構成するいじめの防止等の対策のための組織（法第22条）を設置するものとする。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

- ア 「学校の基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- イ いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、速やかに当該組織の「臨時会」を開き、情報の共有と関係児童等への事実関係の把握を行い、いじめであるか否かを判断する。
- ウ いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方針を決定する。
- エ いじめの対応等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめの対応がうまくいかなかったケースの検証などを行い、「学校の基本方針」及びそれに基づくいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルにより改善を図る。
- オ 重大事態が発生した場合、市教育委員会の指導のもと調査等適切な対応を行う。
- カ 児童等及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。
- キ 地域にいじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、連絡を受けた場合には速やかに対応する。
- ク 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

2 いじめの防止といじめの解消等に関する取組

(1) 未然防止

児童等の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。その教育活動の例として以下の取組を示す。

ア 授業、学級活動やホームルーム活動

授業、学級活動やホームルーム活動で、児童等の自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、社会性を育む。また、児童等が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、いじめの起こりにくい学級・ホームルームの環境をつくりだす。

イ 児童会活動、生徒会活動、学校行事、部活動、地域との交流活動

いじめに向かわない児童等を育成するため、学校行事や地域との関連行事、その準備等の中で全ての児童等が活躍できる場面や役割を設定し、児童等が他の児童等から

認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。また、公民館活動や体験活動、ボランティア活動等を通じて、自分を律していく力と判断していく力を身に付けることによって、児童等の規範意識を高める。

ウ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前にいじめを認知し、適切な対応がとれるよう、日頃から児童等と接する機会を多くもち、児童等が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、定期的に行う児童等との個別面談のときにも、いじめの被害を受けていないか等を確認する。

さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用することを通して、教育相談体制を整える。

エ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童等から情報を収集し、その把握に努める。また、情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童等がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの児童等にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童等の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合は早い段階から児童等へ個別に声かけや相談等を持ち、的確に状況の把握を行う。早期発見のための取組例を以下に示す。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

イ 保護者との連携

学校での児童等の様子や学校の取組を、必要に応じ随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童等の異変に気づいた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえ関係づくりに努める。

ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を児童等や保護者へ周知する。

(3) いじめの対処

いじめの連絡、相談を受けた場合には、速やかに被害者の安全を確保するとともに、いじめ防止等の対策のための組織の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。組織的な対応例を以下に示す。

ア 被害者の保護

いじめの行為を認知した場合には、いじめられている児童等を守り通すことを第一

とする。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童等から十分に話を聴き、アンケートや個人面談の記録を基に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。

学校だけでは対応が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ 重大事態の調査と報告

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り詳細かつ速やかに調査する。その調査結果については、学校は市教育委員会を通じて市長へ報告する。また、対策委員会及び調査委員会が行う調査に対し、学校は積極的に資料を提供するとともに、その調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

オ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童等がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局の協力を求める。

(4) 地域、家庭及び関係機関等との連携

学校が行う連携の在り方について、以下に示す。

ア 地域との連携

学校は、校外における児童等の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

イ 保護者との連携

学校は、児童等の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。また、学校は保護者の責務（下記①～④の項目）について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめの防止等について支援する。

《保護者の責務》

- ① 子どもの話に耳を傾け、子どもの良さを認めるなどして、子どもの理解に努める。
- ② 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。

- ③ 国，地方公共団体，学校等や地域社会が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。
- ④ 情報モラルの理解に努め，子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。

ウ 関係機関との連携

学校だけの対応では，指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は，速やかに警察，児童相談所，法務局等の関係機関に相談する。なお，いじめられている児童等の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報する。

エ 学校以外の団体等との連携

塾や社会教育関係団体等，学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合，当該団体等の責任者と，児童等が在籍する学校が連携して対応する。

オ その他

いじめに関係する児童等が複数の学校に及ぶ等の場合には，関係学校が連携していじめの問題に対応する。

(5) いじめ問題対応時の留意点

国の基本方針に基づき，各小中学校に伝達した「いじめ問題対応時の留意点」を以下に示す。

ア いじめの解消と解決について

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは，「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている状態を示す。しかしながら，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のような棲み分けが成された理由は，いじめが「解消している」状態とは，あくまで，一つの段階に過ぎず，「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，学校の教職員は，当該いじめの被害児童等及び加害児童等については，日常的に注意深く観察する必要があることによるものである。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも3か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安に関わらず，市教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童等が

いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

イ 特に配慮が必要な児童等

学校は日常的に、当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行う。

① 発達障害を含む、障害のある児童等が関わるいじめ

教職員が個々の児童等の障害の特性への理解を深めるとともに、リレーファイル（個別の教育支援計画や個別の指導計画）を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。また、繋ぎの部分のフォローアップとしても、リレーファイルを活用することで、小学校から中学校への切れ目ない支援を実現することが可能である。

② 海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等に対するいじめ

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童等、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等に対するいじめ

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

④ 東日本大震災により被災した児童等又は原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）に対するいじめ

被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

⑤ 上記に限らず転校してきた児童等に対するいじめ

転校生の受け入れは、受け入れる側の児童等にとっても興味と緊張の双方が混在する。その中で起こり得る転校生へのいじめは、一種の異質性に対する排除、攻撃であり、いじめる側に罪悪感のない場合が多い。学級や学校全体で円滑に受け入れることができるよう、教職員は積極的に関わりを持って、転校生に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

3 教職員の研修

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員研修の充実を図る。

(1) 実践的な研修

いじめ問題に関する実践的研修を行い、いじめの未然防止, 早期発見, 早期解消等に向けた技能の習得, 向上を図る。

(2) 事例からの研修

事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、いじめに対しては教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同様のいじめの再発を防止する。

(3) 情報モラルに関する研修

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

V 地域との連携による取組

いじめは、いつでもどこでも起こりうるので、いじめの防止等のためには、地域と学校の連携が重要である。また、大人たちが積極的に児童等に関わるなど、学校と家庭と地域社会が一体となって児童等に関わるという連帯感が大切である。

市教育委員会では、以下の事項について、様々な機会を活用して、広く地域への周知、啓発を図る。

1 未然防止に向けた取組

(1) 地域との情報共有

地域と学校とが互いの情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、常に連携を図るよう努める。地域との情報の共有に際して、市内ふれあいセンター、まちづくり市民センター、各まちづくりセンターとの連携を強化する。

(2) 民生委員・児童委員・青少年相談員との連携

地域は、民生委員と児童委員と青少年相談員等を効果的に活用し、児童等の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流や体験を通して、児童等同士、また児童等と地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。

2 早期対応に向けた取組

(1) 地域全体での見守り

地域の住民、企業の従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときには、当該児童等に声がけを行う等をして様子を見るとともに、市教育委員会、又は最寄りの学校へ連絡することに努める。

(2) 民生委員・児童委員・青少年相談員等による発見

民生委員・児童委員・青少年相談員等は、地域におけるいじめの発見を積極的に行い、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときには、市教育委員会及び学校と協力して対応する。

鹿嶋市いじめ防止基本方針策定経過

策定年月 平成 26 年 5 月

改定年月 平成 30 年 1 月

改定年月 令和 2 年 3 月